

忠岡町総合教育会議設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、忠岡町総合教育会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 忠岡町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更
- (2) 忠岡町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第 3 条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（会議）

第 4 条 会議は、町長が招集し、町長が会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（意見の聴取）

第 5 条 構成員は、第 2 条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 6 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録の作成及び公表）

第 7 条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きの規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（調整結果の尊重）

第 8 条 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、構成員が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。